

ふるさと交流館における特産品販売実施要領

この実施要領では、ふるさと交流館における特産品販売において必要な事項を定める。

1 目的

一般社団法人江田島市観光協会（以下「当法人」という。）は、特産品販売の申込を希望する事業者（以下「事業者」という。）から商品の仕入を行い、ふるさと交流館、ホームページ上での通信販売又は出店にてこれを販売する。

2 申込方法について

事業者は、所定の「ふるさと交流館における特産品販売申込書(別紙1)」に必要事項を記入して当法人に提出すること。協会がこれを受理した時点で、事業者は「江田島市ふるさと交流館における特産品販売実施要綱（以下「要綱」という。）」及びこの実施要領を理解して同意したものとし、これらを遵守する義務が発生する。

3 卸価格・販売価格について

卸価格及び販売価格については、要綱に基づいて決定する。

4 注文について

商品の注文については、当法人が電話、FAX又は電子メールにて通知する。事業者は、原則として通知後1週間以内に商品を納品するものとする。通知後2日以内に欠品又は納品の遅延等の申し出がない場合、事業者は当法人の注文の内容を承諾したものとみなす。

5 納品について

納品については、事業者がふるさと交流館に直接配達するものとする。ただし、直接の配達が困難な場合や、発送による納品ルートしかない場合には、宅配便による納品を認めるものとする。配達時にかかる費用や郵送料については、事業者負担とする。

6 支払について

事業者は、月締めで請求書を作成し、翌月10日までに協会に通知するものとする。当法人は、現金払いか銀行振込にて翌月に支払を行う。ただし、納品が不定期かつ現金払いの事業者の場合、次の仕入時に支払を行えるものとする。

現金払いの場合、業者は支払の際に領収書を発行するものとする。銀行振込の場合は、振込の際に発行された利用明細書を領収書の代わりとする。

7 保証

事業者が当法人に納品した商品の種類、数量又は品質の問題等が発生した場合、事業者は自己の責任と費用負担において代替品の納入等により問題の解決にあたるものとする。

8 秘密保持

当法人および事業者は、この件に関して知り得た相手方の営業上又は技術上の秘密を他に漏洩してはならない。また契約終了後も、期間中に知り得た相手方の秘密に属する一切の事項を他に漏洩してはならないものとする。

9 契約解除

事業者は、特産品販売申込の取り下げを行うとき、注文の受付を停止する1か月前までに当法人に「ふるさと交流館特産品販売申込取り下げ書(別紙2)」を提出すること。

10 契約期間

契約期間は、ふるさと交流館における特産品販売申込書を受理した日から当該当年度の3月31日までとする。期間満了1か月前までに別段の申し出がない場合は更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。ただし、当法人がふるさと交流館の管理業務を行わなくなった場合にはその限りではない。その場合には事前に事業者に通知を行う。

12 協議解決

要綱及び実施要領に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項については、互いに誠意をもって協議の上解決する。